

第 2 3 回
会下ノ島石津土地区画整理事業
審 議 会 議 事 録

日時：平成19年12月21日（金）

13：35～15：55

場所：焼津市議会庁舎4階第2委員会室

焼津市 都市住宅部 区画整理課

第 2 3 回会下ノ島石津土地区画整理審議会議事録

日 時：平成19年12月21日(金) 13:35~15:55

場 所：焼津市議会庁舎4階第2委員会室

議 事：第1号議案 第13回仮換地指定について
第2号議案 保留地の設定について
第3号議案 第23回会下ノ島石津土地区画整理審議会の会議資料の
公開又は非公開の決定について

報告事項：仮換地指定変更(軽微な変更)について

出席委員：梶間清市・吉永富士夫・藪崎金司・小池福松・小澤卓二
・藤田政男・野澤孝志・増田繁

欠席委員：宇田俊郎

市出席者：岩谷区画整理課長 増田補償担当主幹 堂森工事担当主幹
増田事業管理担当係長 原田換地清算担当係長 前川主査
打桐主査 山本主査 鈴木事務員 小林事務員

(午後13:55 開会)

梶間会長 : 挨拶。

岩谷課長 : 挨拶。

梶間会長 : それでは議事に移ります。1号議案と2号議案は関連していますので、まとめてご説明ください。

原田係長 : 第1号議案「第13回仮換地指定について」および第2号議案「保留地の設定について」の総括表について説明。

梶間会長 : 小池さんも来ましたので、議事録署名人を藪崎委員と小池委員にお願いします。

山本主査 : 35街区について説明。

梶間会長 : ただいまの説明で、何かご質問ありますか？

藤田委員 : <焼津市情報公開条例 第7条(2)に該当のため削除>

山本主査 : <焼津市情報公開条例 第7条(2)に該当のため削除>

藤田委員 : この家は何故広い道路沿いにあったのに、中側の街区になったのですか？

原田係長 : この辺の何件かのお宅は少し特殊で、普通でしたら従前地付近に仮換地を設定するのですが、この辺りには一号公園を設定してあるために、吉永街道から東側か西側の街区に移って頂きたいということをお願いしました。

藪崎委員 : 今個々のお宅を周ってくださっているようですが、減歩についての説明はしてくれているのですか？

原田係長 : 隣の方の減歩率については説明していませんが、ご本人の減歩についてはくわしく説明しております。

藪崎委員 : 今まで減歩率が問題となったことはありませんか？

原田係長 : 住宅については道路に接道しておりますし、減歩率が平均減歩率よりも高いということはそれほどないのですが、農地の場合、島地もございまして、こういったものは減歩率が非常に高くなってしまいます。ただ周りの方の減歩率は説明しておりませんので、比較という形でのトラブルは今ところありません。

藤田委員 : このような話を聞くと、減歩率が低いところに換地してもらいたいという意見もできますよね。

原田係長 : はい、ただしこのような要望を聞いた場合、曳き家の費用も増大し、いつまで経っても終わらない区画整理になってしまいます。ですからできるだけ事業費を抑えるために周辺換地をお願いしています。

梶間会長 : 他に何か質問ありますか？ないようでしたら次お願いします。

前川主査 : 37街区説明。

梶間会長 : 何かご質問ございますか？ないようですから次進めてください。

山本主査 : 45街区について説明。

梶間会長 : ただいまの説明でご質問ございますか？ないようですから次進めてください。

山本主査 : 46街区について説明。

梶間会長 : ただいまの説明についてご意見ありますか？ないようですから次進めてください。

山本主査 : 51街区について説明。

梶間会長 : ただいまの説明についてご質問ございますか？ないようですから進めてください。

鈴木事務員 : 56街区について説明。

梶間会長 : 何かご質問ございますか？

藪崎委員 : 表指定と裏指定はどう違うのですが？

原田係長 : 表指定は<焼津市情報公開条例 第7条(2)に該当のため削除>仮換地が指定されることです。一方、裏指定は、仮換地指定された土地の下に従前地を持っている方に対するもので、あなたの持っている土地がゆくゆくは別の方の仮換地なるということをお伝えするものです。

前川主査 : 68街区について説明。

梶間会長 : ただいまの説明について何かご質問ございますか？ないようですから進めて下さい。

前川主査 : 69街区について説明。

梶間会長 : ご質問ありませんか？次にいってください。

鈴木事務員 : 70街区について説明。

原田係長 : 少し訂正があります。<焼津市情報公開条例 第7条(2)に該当のため削除>

梶間会長 : 減歩がマイナスになる事があるんだな。

原田係長 : <焼津市情報公開条例 第7条(2)に該当のため削除>

藤田委員 : <焼津市情報公開条例 第7条(6)に該当のため削除>

原田係長 : <焼津市情報公開条例 第7条(6)に該当のため削除>

前川主査 : 71街区について説明。

梶間会長 : ただいまの説明についてご質問ございますか？無いようですから進めてください。

鈴木事務員 : 72-1街区について説明。

梶間会長 : 何かご質問ございますか？ないようですから進めてください。

山本主査 : 72-2街区について説明。

梶間会長 : 何かご質問ございますか？

- 増田委員 : 減歩率が様々ですが、これは計算に基づいてやっているんですか？
- 原田係長 : 区画整理審議会で土地評価基準をつくり、その中の方程式に基づいて行っています。
- 梶間会長 : 他にありますか？無いようでしたら、1号議案、2号議案に関しまして採決を取りたいと思います。1号議案に同意の方は挙手してください。
- < 全 員 挙 手 >
- 二号議案に賛成の方、挙手してください。
- < 全 員 挙 手 >
- 梶間会長 : では次に移ります。次第4の報告について説明をお願いします。
- 前川主査 : 報告「仮換地指定変更（軽微な変更）について説明
- 梶間会長 : 質問は別にいいですかね。では次の3号議案について説明をお願いします。
- 増田係長 : 3号議案「第23回会下ノ島石津土地区画整理審議会の会議資料の公開又は非公開の決定について」説明。
- 梶間会長 : ただいまの説明があった通り、賛成の方は挙手してください。
- < 全 員 挙 手 >
- 梶間会長 : ではこれで終了してよろしいですか？
- 野沢委員 : ちょっといいですか。土地利用に関してですが、畑にした場合どのような土を使うのですか？
- 堂森主幹 : 基本的には地域にある土ということで、今まで畑や田んぼをやられていた方の土を集めておきまして、それを畑に返すという形で行っています。
- 野沢委員 : 剥くのはどのように行うのですか？
- 堂森主幹 : 宅地ですと、造成する高さから最低70cmあれば剥きません。ただし畑の方もいるのでその場合には、厚みがあっても作土として取っておきます。
- 野沢委員 : 地境の処理についてはどのようにしていますか？
- 原田係長 : 道路側には側溝に刻みをいれます。その逆側の民地境については木杭を打ちます。
- 野沢委員 : 構造物をつくる時に、地境の両隣については話し合いで決めればよいのですか？
- 原田係長 : 市の方では、刻みと木杭を打ちますのでそれを目安に話し合いなど行ってもらえればよいと思います。
- 梶間会長 : 以上で第23回会下ノ島石津土地区画整理事業審議会を終了させていただきます。どうも長時間ありがとうございました。

午後15時55分終了